**共同事業体協定書**

（目的）

第1条 当共同事業体は、名古屋市が募集する「名古屋市科学館におけるＡＥＤ一体型広告掲出事業」（以下「本事業」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同事業体は、 共同事業体（以下「当事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当事業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当事業体は、令和 年 月 日に成立し、その存続期間は、本事業契約が終了し、当事業体の清算が完了するまでとする。

（構成員）

第5条 当事業体の構成員は、次のとおりとする。

 所在地

 商号又は名称

 所在地

 商号又は名称

（代表者）

第6条 当事業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 代表者は、本事業に関し、当事業体を代表し、その権限を行うことを名義上明らかにした上で下記の権限を有するものとする。

(1) 発注者および監督官庁等と折衝すること。

(2) 本事業にかかる申込書に関すること。

(3) 広告料、行政財産の目的外使用料及び電気料金の納付に関すること。

(4) 契約保証金の納付並びにこれらの還付請求及び受領に関すること。

(5) 当企業体に属する財産の管理に関すること。

（構成員の責任）

第8条 各構成員は、本事業の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第9条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（契約期間中における構成員の脱退等に対する措置）

第10条 当事業体の構成員が契約期間中に脱退・除名・破産・解散・参加資格の欠如等によって共同して本事業を実施することができなくなった場合、残存する構成員において適切に業務を完了させることとする。ただし、残存する構成員のみでは本企画競争参加資格を満たさなくなる場合は、本事業契約は終了するものとする。

（代表者の変更）

第11条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員の承認により他の構成員を代表者とするものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第12条 当事業体は、当事業体の解散後においても、本事業が契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第13条 この協定書に定めのない事項については、構成員全員で協議し、決定するものとする。

 （代表者　　　　　　　　　　　　　）及び（構成員　　　　　　　　　　　）は、上記のとおり共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

 商号又は名称

 代 表 者 名

 商号又は名称

 代 表 者 名